

# 高槻ワーキングニュース

## 9月「障害者雇用支援月間」 障害者雇用支援制度説明会

9月は「障害者雇用支援月間」です。障がいのある方が働き続けるためには、本人への支援だけでなく、事業主やそこで働く方、地域の方々など、多くの皆様のご理解とご支援が不可欠です。

高槻市では、月間の取組として、障がい者雇用に関心のある方を広く対象とした事業主（企業）向けの障がい者雇用に関する助成金制度の説明会を開催します。

### \*\*\* 障がい者雇用支援制度説明会 \*\*\*

- 日時 令和2年9月10日（木）14:00～15:00
- 場所 ゆう・あいセンター（市立障がい者福祉センター）4階研修室  
（高槻市城内町1-11）阪急高槻市駅徒歩15分
- 費用 無料
- テーマ 「障がい者を雇用する企業への助成金制度について」
- 講師 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 丹羽 政仁 氏
- 対象 企業の人事労務担当者等

お問合せ・お申込み

高槻市・産業振興課 TEL 072-674-7411 FAX 072-675-3133

独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構では、毎年9月を「障害者雇用支援月間」とし、全国的な取組として、事業主のみならず、広く皆さまに対して障がい者雇用の機運を醸成するとともに、障がい者の職業的自立を支援するために、厚生労働省、都道府県と協力して、さまざまな啓発活動を展開しています。

活動の例：障がい者雇用企業の表彰、障がい者雇用支援月間ポスター、  
職場改善好事例の周知等

詳しくは、【インターネット検索】[障がい者雇用支援月間](#) から、

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の「障害者雇用支援月間」のページをご参照ください。

事業主の皆さまへ

## 対応はお済みですか？ 雇用調整助成金(新型コロナ特例)

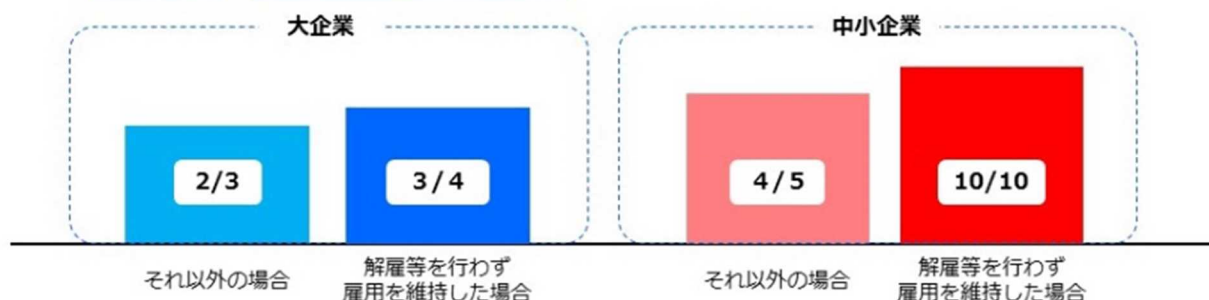
雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。

特例措置により**助成率及び上限額の引き上げ**を行っており、**1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10が助成されます。**

(教育訓練を実施した場合は更に、教育訓練を受けた労働者一人につき日額最大2,400円が加算されます。)

### 助成率

助成率は、**企業の規模や、事業主が雇用を維持したか否か**によって以下のように分かります。(最大10/10)



この特例措置は、**令和2年4月1日から9月30日までの期間**を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象です。

■支給対象、申請方法など、詳しくは厚生労働省 HP をご覧ください。

雇用調整助成金

労働者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症対応

## 休業支援金・給付金のご案内

### 主な内容

#### 1 対象者

令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者

#### 2 支援金額の算定方法

休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × (各月の日数(30日又は31日) - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

① 1日当たり支給額(11,000円が上限)

② 休業実績

#### 3 手続内容

① 申請方法： 郵送 (オンライン申請も準備中)

(労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて(まとめて)申請することも可能)

② 必要書類：(i) 申請書、(ii) 支給要件確認書\*

(iii) 本人確認書類、(iv) 口座確認書類、(v) 休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの、

\* 事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。事業主及び労働者それぞれが記入の上、署名。

\* 事業主の協力を得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付(この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める。)

#### 4 実施体制等

○ 都道府県労働局において集中処理

○ 問い合わせを受け付けるコールセンターを設置

休業支援金・給付金

## スクラム高槻「地元のお店応援券」(プレミアム付商品券)の発行について

市は、新型コロナウイルス感染症の影響で、経済活動の制限を受けた市内の店舗を応援し、また、市民の家計への支援とするため、市内の店舗で使用できるプレミアム率 150%の商品券「スクラム高槻“地元のお店応援券”」を発行します。

- 概要：1冊 5,000 円分の商品券(500 円券×10 枚)を 2,000 円で販売  
1 世帯あたり 2 冊まで購入可能
- 対象：市内各世帯  
(7 月 31 日時点で市内に住民登録がある人が属する世帯)
- 購入方法：各世帯に送付される購入引換券(9 月中に送付を予定)を指定する販売所へ持参の上、購入
- 利用可能店舗：高槻市ホームページ等で掲載予定
- 利用開始時期：10 月 1 日(木)から 12 月 31 日(木)まで



専用コールセンター 072-674-7228

事業主の皆さまへ

## 家賃支援給付金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言の影響を受けた事業者に対する国の施策が発表されました。売り上げ減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、

**地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金です。**

### 給付対象者

2020年5月から12月の間に①②のいずれかにあてはまる事業者の方は、事業継続を下支えするために地代・家賃(賃料)の負担を軽減する**家賃支援給付金を申請できます。**

1 いずれか**1か月の売上**が前年の同じ月と比較して **50%以上減っている**

2 連続する**3か月の売上の合計**が前年の同じ期間の合計と比較して **30%以上減っている**

申請期間 2020年7月14日から2021年1月15日まで

### 給付額

中堅・中小企業や  
小規模事業者

最大 **600** 万円

個人事業者

最大 **300** 万円

を一括で支給します

給付額の算定方法

申請日の直前1か月以内に支払った賃料(月額)をもとに算定した月額給付額の6倍

詳しくは、経済産業省のHPをご覧ください

家賃支援給付金



# みんなで学ぶワークルールセミナー開催のお知らせ

北摂4市1町（高槻市・茨木市・摂津市・吹田市・島本町）では、労働法を専門とする大学の先生等から働き方を取り巻く最新情報などを様々な角度から解説していただく連続講座を開催します。どなたでも無料で受講いただけます。是非ご参加ください。

～こんな方におススメの内容です～

- ◆働き方改革に関心がある
- ◆働き方についての法律をやさしく学びたい
- ◆労働をテーマとした専門家の講義を聞いてみたい
- ◆人事労務管理の仕事をしており、制度やルールを詳しく知りたい



## みんなで学ぶワークルールセミナー

（全5回シリーズ）高槻市開催分…第1回

日時 令和2年10月16日（金）18：30～20：30

場所 高槻市立生涯学習センター 3階 研修室（高槻市桃園町2番1号）

テーマ 「労働法のいろはを知ろう」

講師 京都大学名誉教授 西村 健一郎 氏

費用 無料

申込み 参加ご希望の方は、下記連絡先へお電話かFAXで、

「① お名前 ②連絡先（電話番号）

③参加希望回（高槻市開催分=第1回）」をお知らせください。

※全5回シリーズのセミナーの為、他市町の開催分の詳細は、大阪府労働環境課ホームページ「催し・講座・募集」のコーナーに掲載予定です。

### 問合せ・申込み

- ・大阪府 労働環境課 TEL：06-6946-2605 FAX：06-6946-2635
- ・高槻市 産業振興課 TEL：072-674-7411 FAX：072-675-3133

～次回の高槻ワーキングニュースは令和2年12月25日発行予定です～